

平成 24 年 5 月 29 日  
消費者委員会

## 東京電力の家庭用電気料金値上げに係る質問

消費者委員会としては以下の点について問題意識を有しており、経済産業省において、必要に応じて東京電力も同席したうえで、消費者委員会の場でのご説明をお願いするとともに、御省において行われる申請内容の査定に際してもこれらの点について反映することを要望する。

### I. 消費者委員会による 5 月 10 日の委員長声明について

1. 同声明で、経済産業大臣に対し、電気料金値上げ申請への対応について、
  - ①適切な審査（拙速に結論を出さず、十分に時間をかけて審査を行うことや中立的な機関によるチェックを行うこと等）、
  - ②公聴会の適切な開催（公聴会は複数回開催することや公述人は偏りが無いよう選定し、その中に消費者団体等の代表者を含めること等）、
  - ③適時適切な情報提供を行うこと（経済産業省の有識者会議での指摘を踏まえて見直した「電気料金情報公開ガイドライン」に沿って情報提供を迅速に行うこと等）、を求めている。指摘した内容についての対応をお示しいただきたい。
2. 声明中の 3. ② ii)（「設備投資の妥当性を検証できる情報」の迅速な情報提供）に関して、将来の需要想定、ピーク需要抑制策および設備投資額の推移が総合特別事業計画に示されているが、それぞれの関係について、ピーク需要抑制策の効果、需要抑制の設備投資への影響等について説明いただきたい。

### II. 東京電力による家庭用電気料金の値上げ申請について

1. 費用の内訳の明示
  - (1) 人件費
    - ①給与・賞与の削減に関し、公的資金が資本注入された状態にある東京電力の従業員、特に幹部社員について、他の公益企業（ガス会社等）と同レベルの給与を維持することは一般の理解を得られにくいと考えるが、どのような考え方に基づいて数値を計上しているか説明いただきたい。
    - ②給与・賞与の削減については、常用労働者 1,000 人以上の企業平均値や公益企業平均値との比較が示されているが、退職給付制度や福利厚生制度について、同業種・同事業者規模の比較情報を示していただきたい。また、退職給付制度および福利厚生制度それぞれの見直しについて、根拠や考え方を示していただきたい。

## (2) 規制部門と自由化部門のコスト構造

- ①経済産業省が最後に認可を行った平成10年以降の規制部門および自由化部門の売電量と利益のそれぞれの比率の推移を示していただきたい。また、その間、規制部門と自由化部門の売電量と利益の比率に乖離がある場合は、その要因を説明していただきたい。
- ②今般の規制部門および自由化部門の申請された値上げにおける原価算定期間中の3年間について、売電量および利益の見通しを示していただきたい。
- ③原価の規制部門および自由化部門への配分等を分かりやすく説明していただきたい。

## (3) 競争入札に移行可能な随意契約

資材・役務調達における子会社・関連会社との随意契約による取引の見直し後も、競争入札による取引が30%に留まる根拠を示していただきたい。

## 2. 事業報酬

### (1) 事業報酬（レートベース）

事業報酬（レートベース）について、一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。特に、特定固定資産の内訳とそれが電気の供給に直接的に必要なか説明していただきたい。また、特定投資（前回（平成20年）から4倍以上増加）のうち電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる投資の内訳を示していただきたい。

### (2) 事業報酬率

事業報酬率の算定方法は一般電気事業供給約款料金算定規則および一般電気事業供給約款料金審査要領に示されているが、一般の人にも理解できる説明や資料提供を願いたい。

- ①自己資本報酬率の算定について、自己資本報酬率は公社債利回り実績値と全産業自己資本利益率の加重平均（※）とのルールが定められているが、
  - i 加重平均のウェイトを意味すると思われる $\beta$ 値とは何か、 $\beta$ 値を0.9と置く理由、また、自己資本報酬率の観測期間を7年間と置く理由をわかりやすく説明していただきたい。
  - ii 実質的な公的管理となり、総合特別事業計画で株主配当が当面の間無配とされており、また、内部留保の積上げの必要性も当面あまり高くないことから、自己資本報酬率は0%でもよいとの見方もあると考えられるが、全産業自己資本利益率を基準とする算定ルールを適用する理由を示していただきたい。

（※）「自己資本報酬率 =  $(1 - \beta) \times$  公社債利回り実績値 +  $\beta \times$  全産業自己資本利益率」

②他人資本報酬率は、すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率とされているが、東京電力への資金援助のために原子力損害賠償支援機構が金融機関から調達する資金に政府保証が付され、東京電力にも政府保証の効果が事実上及ぶ中で、当該数値を適用する合理的理由を示していただきたい。

### 3. その他

#### (1) 原価算定期間中の年度ごとの評価の方法

経済産業省の有識者会議報告書を踏まえ、今後の原価算定期間中の年度ごとの評価の方法について考え方を示していただきたい。

#### (2) 原子力損害賠償支援機構から東電への資金交付・資本注入について

①資金交付・資本注入の流れ・枠組みについて、一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。

②資金交付・資本注入の法的根拠および返済義務について、説明していただきたい。

#### (3) 規制部門の電気料金について

①従量電灯B、契約電流30A、使用電力量290kWh／月の場合を標準的な家庭におけるモデル料金とした根拠を示していただきたい。

②標準的な家庭として一般的に想定される大人2人子供2人の家庭における月額電気料金および値上げ幅を示していただきたい。

③三段階料金制度について、その値上げ幅案の算定の考え方について一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。

以上